

令和6年度「食品表示適正化強化月間」実施結果(年末)

1 食品表示監視指導

(1)合同監視

食品の監視にあたり、複数の対象法令担当者が合同で実施する監視を、「合同監視」と位置づけ、令和6年12月(年末)の月間中に立入検査実施245回(令和5年度比124%)、延べ12,936品目(同81%)を監視したところ、延べ121品目(同67%)の不適正表示を発見し、製造業者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。

※実施回数は県が実施した回数。調査品目数・不適正品目数は岐阜市保健所実施分を含む。

	立入検査実施回数	調査品目数	不適正表示品目数	不適率
令和6年度年末	245	12,936	121	0.9%
令和5年度年末	197	15,984	181	1.1%
令和4年度年末	128	8,004	72	0.9%

(2)月間中の各法令に基づく監視

各法令に基づく全立入検査実施回数(単独法令に基づく監視に上記の合同監視を加えた立入回数)は、938回(同112%)、延べ11,183品目(同67%)であり、延べ122品目(同48%)の不適正表示を発見し、製造業者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。

※食品表示法、医薬品医療機器等法、健康増進法の実施回数及び品目数は岐阜市保健所実施分を含む。

法令	立入検査実施回数	調査品目数	不適正表示品目数	
食品表示法	347	5,856	84	
医薬品医療機器等法	122	1,073	17	
健康増進法	133	1,368	10	
米トレーサビリティ法	217	1,343	9	
景品表示法	119	1,548	2	不適率
合計	938	11,188	122	1.1%
令和5年度同期	839	16,595	254	1.5%

(3)不適正表示について

- ・食品表示法に基づく表示の不適は、生鮮食品の「産地表示」、加工食品の「原料原産地表示」の不備が多かった。
- ・健康増進法に基づく表示の不適は、「健康の保持増進、疾病予防」を表す内容を記載したところが多かった。
- ・医薬品医療機器等法に基づく表示の不適は、「医薬品的な効能効果等の標ぼう」であった。
- ・米トレーサビリティ法に基づく表示の不適は、「米の産地情報が消費者へ伝達されていない」等であった。

不適正表示の法令内訳



2 食品表示の適正化に関する活動

● 食品表示関連法令講習会

講習会を開催し、適正表示について説明を行った。

対象者	実施回数	参加人数
事業者	1	20
一般消費者	1	28